



島根県報

平成22年3月26日（金）

号外第50号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則

（医療対策課） 2

公布された条例等のあらまし

◇特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（規則第21号）

1 規則の概要

- (1) 将来指定医療機関において臨床研修を受け、かつ、引き続いて指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとする医学生に対し、奨学金を貸与することとした。（第3条関係）
- (2) 奨学金の貸与額は、1回につき、300万円とすることとした。（第4条関係）
- (3) 奨学金の貸与回数は、正規の修業年限内の連続する2年度で2回（1年度につき1回に限る。）までとすることとした。（第5条関係）
- (4) 奨学金の貸与は、書類、小論文、面接等により決定することとした。（第8条関係）
- (5) 奨学金の貸与の決定の取消しの事由を定めることとした。（第10条関係）
- (6) 被貸与者は、奨学金の貸与の取消し等に至ったときは、貸与を受けた奨学金の全額とその額に10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額を一括返還しなければならないこととした。（第12条関係）
- (7) 奨学金の返還の時期及び方法について、特例措置を受けることができる事由を定めることとした。（第13条関係）
- (8) 奨学金の返還を猶予する事由及び必要な手続を定めることとした。（第14条関係）
- (9) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定により奨学金の返還債務を免除する場合の従事期間の算定等について定めることとした。（第15条関係）
- (10) 被貸与者、連帯保証人又は被貸与者の相続人が届け出なければならない事項を定めることとした。（第17条関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規**則**

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則をここに公布する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第21号

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、将来指定医療機関の特定診療科に勤務しようとする医学生に対し、奨学金を貸与することにより、県内の医療機関のうち医師が不足している診療科における医師の確保及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「医学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（自治医科大学を除く。以下「大学」という。）の医学を履修する課程（以下「医学課程」という。）に在学する者をいう。

2 この規則において「指定医療機関」とは、県内の医療機関で次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（以下「公的医療機関」という。）のうち次の者が開設する病院又は診療所

ア 県

イ 市町村

ウ 地方公共団体が組織する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。）

エ 日本赤十字社

オ 社会福祉法人恩賜財団済生会

カ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

(2) 臨床研修指定病院（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院をいう。）

(3) へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号）に基づき知事の指定を受けた病院をいう。）

(4) その他前3号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所

3 この規則において「特定診療科」とは、知事が別に定める診療科をいう。

（奨学金の貸与）

第3条 県は、将来指定医療機関において臨床研修を受け、かつ、引き続いて指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとする医学生（へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）、医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）又は緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）による貸与を受けた者を除く。）に対し、奨学金を貸与するものとする。

（貸与金額）

第4条 奨学金の貸与額は、1回につき、300万円とする。

（貸与回数）

第5条 奨学金の貸与回数は、正規の修業年限内の連続する2年度で2回（1年度につき1回に限る。）までとする。

（連帯保証人）

第6条 奨学金の貸与を受けようとする医学生は、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

3 第1項の連帯保証人は、第9条第1項の被貸与者と連帯して債務を負担する。

（貸与の申請）

第7条 奨学金の1回目の貸与を受けようとする者は、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人及び家族全員についての市町村長の発行する所得証明書

(2) 学業及び人物についての所見を記載した大学の学長の推薦書及び在学証明書

(3) 小論文

（貸与の決定）

第8条 知事は、前条の申請に基づき奨学金を貸与する医学生を同条第1号及び第2号に掲げる書類、同条第3号の小論文、面接等により決定し、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与決定（不承認）通知書（様式第2号）により当該医学生に、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与決定（不承認）通知書（様式第3号）により当該医学生が在学する大学の学長に通知する。

（奨学金の交付）

第9条 前条の規定により奨学金の貸与決定通知を受けた医学生（以下「被貸与者」という。）は、直ちに当該年度の特定診療科医師緊急養成奨学金交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 被貸与者は、2回目の貸与を受ける場合は、指定された日までに、特定診療科医師緊急養成奨学金交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（貸与の決定の取消し）

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため大学の医学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 指定医療機関において臨床研修を受ける意思がなくなったこと又は指定医療機関の特定診療科に勤務する意思がなくなったことにより、奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。

(借用証書の提出)

第11条 被貸与者は、奨学金の交付を受けた日の属する月の翌月の末日までに、借用証書（様式第5号）を提出しなければならない。

(返還)

第12条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた奨学金の全額（以下「貸付資金全額」という。）と知事が別に定める場合を除きその額に10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額（以下「返還債務の額」という。）を一括返還しなければならない。

- (1) 第10条の規定により奨学金の貸与が取り消されたとき。
 - (2) 死亡（業務上の事由によるものを除く。）又は心身の故障（業務上の事由に起因するものを除く。）により医師の業務（医師法による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を含む。）に従事できないとき。
 - (3) 大学の医学課程を修了した日の属する月の翌月の末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において、臨床研修を開始しなかったとき。
 - (4) 指定医療機関において、引き続いて臨床研修を受け、かつ、修了することができない見込みとなったとき。
 - (5) 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関の特定診療科において、医師の業務に就かなかつたとき。
 - (6) 指定医療機関の特定診療科において、引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため医師の業務に従事することができなかった期間を除く。）医師の業務に従事できない見込みとなったとき。
- 2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、特定診療科医師緊急養成奨学金返還明細書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(返還の特例)

第13条 被貸与者は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の額の返還の時期及び方法について特例措置を受けることができる。

- (1) 死亡したとき（業務上の事由によるものを除く。）。
 - (2) 心身の故障（業務上の事由に起因するものを除く。）により、大学の医学課程を修了する見込みがなくなったとき又は医師の業務（臨床研修を含む。）に従事することができなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。
- 2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、前項各号に掲げる事由が生じた日（第15条第3項の規定により貸付資金全額の一部について返還の免除を受けようとする者にあつては、当該免除の決定又は免除しない旨の決定の通知を受けた日）から起算して14日以内に、特定診療科医師緊急養成奨学金返還方法承認申請書（様式第7号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い（支払期限は、前項各号に掲げる事由が生じた日から起算して3月以内とする。）又は年賦、半年賦若しくは月賦の均等返還によるものとし、均等返還の期間は、5年を超えることができない。
- 3 被貸与者は、前項の規定により承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、特定診療科医師緊急養成奨学金返還方法変更承認申請書（様式第8号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(返還の猶予)

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号。以下「条例」という。）第2条の表特定診療科医師緊急養成奨学金の項に規定する臨床研修の期間及び従事期間（以下「従事期間等」という。）並びに災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが著しく困難であると知事が認めるときは当該事由が継続する期間、返還債務の額の返還を猶予することができる。

2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額の返還の猶予を受けようとするときは、同項に規定する事由が生じた日から起算して14日以内に、特定診療科医師緊急養成奨学金返還猶予申請書（様式第9号）に当該事由を証する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 被貸与者は、第1項に規定する事由がなくなるまでの間は、毎年1回、4月30日までに特定診療科医師緊急養成奨学金返還猶予申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(返還の免除)

第15条 従事期間等は、被貸与者が指定医療機関において臨床研修を開始した日の属する月から指定医療機関において引き続き臨床研修を受け、その研修を修了した日の属する月まで及び指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就いた日の属する月から指定医療機関の特定診療科において引き続き医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

2 前項の規定により従事期間等を算定する場合において、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

3 被貸与者は、貸付資金全額又はその一部の額について返還の免除を受けようとするときは、条例第2条の表特定診療科医師緊急養成奨学金の項に規定する免除の条件に該当する事由が生じた日から起算して14日以内に、特定診療科医師緊急養成奨学金返還免除申請書（様式第10号）に当該事由を証する書面を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 被貸与者は、貸付資金全額の一部について返還の免除を受けたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、当該免除の決定の通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに、返還債務の額から返還の免除を受けた額を差し引いて得た額を返還しなければならない。

5 第12条第2項の規定は、前項の規定により返還する場合について準用する。

(延滞金)

第16条 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務の額又は前条第4項の規定により返還しなければならない額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(届出)

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学し、休学し、停学の処分を受け、又は復学したとき。
- (3) 心身の故障のため大学の医学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- (4) 大学の医学課程を修了したとき。
- (5) 医師免許を取得したとき。
- (6) 臨床研修を行うこととなったとき又は臨床研修を修了し、若しくは中止したとき。
- (7) 指定医療機関の特定診療科の職員となったとき又は指定医療機関の特定診療科の職員でなくなったとき。
- (8) 指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事しようとするとき又はその従事

期間が終了したとき。

(9) 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき。

(10) 連帯保証人を変更したとき。

(11) 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

(12) この奨学金以外の奨学金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき。

2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したとき又は医師の業務に従事することができなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、特定診療科医師緊急養成奨学金の貸与に関する業務の実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（医学生地域医療奨学金貸与規則の一部改正）

2 医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を次のように改正する。

第3条中「又は緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）」を「、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）又は特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）」に改める。

（緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部改正）

3 緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を次のように改正する。

第3条中「又はしまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）」を「、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）又は特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）」に改める。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな
申請者 氏 名 ㊟
(本人)

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第 7 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、指定医療機関において臨床研修を受け、臨床研修終了後に指定医療機関の特定診療科において所定の期間勤務することを誓います。

本 人	ふりがな				在学年	大学医学部				
	氏 名					医学科	学年在学			
	生年月日及び年齢		年 月 日生 (満 歳)							
	現住所及び 電 話 番 号		〒		() -					
	帰省先住所 及び電話番号		〒		() -					
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年齢	就労の 有 無	所得の区分	学 校			生計主体者と	
						種別	国公立又は 私立の別	自宅通学又は 自宅外通学の別	住居	生計
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの奨学金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者本人と連帯してその債務を保証します。									
	氏 名				㊟		生年月日			
	住 所 電話番号		〒		() -				続 柄	
島根県以外の 医学生向け奨学金			<input type="checkbox"/> 受けている (貸与機関名) <input type="checkbox"/> 受ける予定がある (貸与機関名) <input type="checkbox"/> なし							

添付書類

- 1 市町村長の発行する所得証明書 (連帯保証人及び家族全員)
- 2 学業及び人物についての所見を記載した大学の学長の推薦書及び在学証明書
- 3 小論文

注 「島根県以外の医学生向け奨学金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される奨学金が対象です。

様式第 2 号 (第 8 条関係)

年 月 日

様

島根県知事



特定診療科医師緊急養成奨学金貸与決定（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった特定診療科医師緊急養成奨学金の貸与については、下記のとおり決定し（不承認になつ）たので、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第 8 条の規定により通知します。

記

1 決定

決 定 番 号	号
貸 与 額	円

2 不承認

理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

島根県知事



特定診療科医師緊急養成奨学金貸与決定（不承認）通知書

このことについて、先に貴職から推薦のあった下記の者は、特定診療科医師緊急養成奨学金を貸与することを決定（不承認）としましたので通知します。

記

1 決定

氏 名	
決 定 番 号	号
貸 与 額	円

2 不承認

理由

様式第 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
決定番号 ー

年度特定診療科医師緊急養成奨学金交付申請書

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第 9 条の規定により、下記金額の交付を申請します。

記

金 円

様式第 5 号 (第11条関係)

借 用 証 書

収入印紙

金 円

ただし、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則により貸与を受けた奨学金

上記金額借用しました。については、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。
なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

住 所
本 人 氏 名 ①
決定番号 ー

住 所
連帯保証人 氏 名 ①

島根県知事 様

様式第 6 号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 本 人 氏 名 ⑩
 決定番号 ー
 連帯保証人 住 所
 氏 名 ⑩

特定診療科医師緊急養成奨学金返還明細書

貸与を受けた奨学金を下記により返還します。

記

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 期 日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

特定診療科医師緊急養成奨学金返還方法承認申請書

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第13条第2項の規定により、下記のとおり奨学金の返還の特例措置を受けたいので承認されるよう申請します。

記

貸与を受けた日	年 月 日
返還すべき額	金 円
返還方法及び返還額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了（見込）年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還したい理由	

様式第 8 号 (第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

特定診療科医師緊急養成奨学金返還方法変更承認申請書

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第13条第3項の規定により、下記のとおり奨学金の返還方法を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更前

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返 還 完 了 (見 込) 年 月 日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還したい理由	

2 変更後

返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
変 更 し よ う と す る 理 由	
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返 還 完 了 (見 込) 年 月 日	年 月 日

様式第9号 (第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ④
決定番号 ー

特定診療科医師緊急養成奨学金返還猶予申請書

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第14条の規定により、下記のとおり奨学金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

返 還 債 務 の 額	金 円
医 籍 登 録 番 号 (登 録 年 月 日)	(年 月 日)
在職する指定医療機関の名称 (特定診療科に勤務の者については当該診療科名まで)	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類 上記理由を証明する書類

様式第10号 (第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ④
決定番号 ー

特定診療科医師緊急養成奨学金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた奨学金の全部（一部）について返還の免除を受けたいので、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第15条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた奨学金総額	金	円
返還未済の返還債務の額又は返還すべき額	金	円
免除を受けようとする額	金	円
在職した指定医療機関及び診療科の名称並びに従事期間	機 関 の 名 称	従 事 期 間
医籍登録番号（登録年月日）	（ 年 月 日 ）	
休職又は停職の有無及び期間（業務に起因する休職を除く。）		
業務による死亡又は退職についての事実		
業務による死亡又は退職の年月日	年 月 日（ 死亡 ・ 退職 ）	
災害、疾病その他やむを得ない事由		

注 該当しない事項欄には一印を記入すること。

添付書類

- 1 在職した指定医療機関及び診療科の名称並びに従事期間を記載した在職証明書
- 2 医師免許証の写し
- 3 休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職及びその期間を証明する書類
- 4 業務による死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書
- 5 災害、疾病その他やむを得ない事由を証明する書類